

第140号

平成26年5月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホッコク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 浅見 達雄

編集人 広報部長 福岡 敏 郎

印刷 (株) 税 経



東京税理士会日本橋支部会報



日本橋と桜

税界放談

談放界税

消費税率が5%から8%に変更された。消費税の負担者は、一般消費者だが、納税者は事業者である。理論的には、事業者にとって消費税は預り消費税から仮払い消費税の差額を納税するので、損益には無差別な税法である。

である。

しかし、消費税が予定通り転嫁出来ればの話である。現実には、中々価格転嫁の出来ない事業者、資金繰りの苦しい事業者は、8%の税率に對應した納税は、負担になってくるだろう。当局は、消費税は、「預り金的税金」だから、期限内に納税することを奨励している。しかし、「預り金」が入金されないことも多々ある。売上代金の入金が無くても、納税義務は発生する。特に取引先の倒産による、入金遅延があつても容赦なく納税義務が生じる。勿論、実際に貸倒が確定すれば、納付済みの消費税は還付される。しかし、貸倒の事実が発生してから確定するまで時間がかかる。その期間が5年とすると、その貸倒分の消費税を滞納したら、7・3%以上の延滞税がかかり、還付消費税はほとんど戻つてこない。

税理士として、見直すべき課題は多い。

目次

- | | | | |
|----------------------|----|-------------------------|----|
| ・ 支部長挨拶 | 12 | ・ 各部だより | 12 |
| ・ 日本橋税務署長挨拶 | 3 | ・ いくらになる、知っていますかあなたの相続税 | 16 |
| ・ 研究論文 | 4 | ・ 支部会員異動のお知らせ | 17 |
| ・ 随筆 小野塚良美、大橋弘明、佐藤廣子 | 9 | ・ 中央都税事務所からのお知らせ | 22 |



税理士法が改正されました

支部長 ^{あさ み たつ お} 浅見 達雄

我々の業界での師走ともいえる3月15日が（休日の関係で今年は17日）過ぎ一息つけるかと思いきや、待ってましたとばかりに税務調査が入り、なかなか落ち着く暇ありませんが会員の皆様におかれましては、如何お過ごしでしょうか、無理をなされて体調を崩されたりされていなければと思う次第であります。

数年前から運動を重ねてやっと改正されました税理士法ですが、税理士会が望んでいた改正がされたとは言い難いものもあります。

3月20日に参議院本会議で可決成立しました税理士法の改正された内容の主な項目を適用年度順に示しますと以下ようになります。

1. 平成26年4月1日から施行される事項

懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し

2. 平成26年7月1日から施行される事項

調査の事前通知の規定の整備

3. 平成27年4月1日から施行される事項

- (1) 租税教育への取り組みの推進
- (2) 報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定の見直し
- (3) 税理士試験の受験資格要件の緩和
- (4) 補助税理士制度の見直し
- (5) 税理士に係る懲戒処分の適正化
- (6) 事務所設置の適正化
- (7) 税理士証票の定期的交換
- (8) 会費滞納者に対する処分明確化

4. 平成29年4月1日施行される事項

公認会計士に係る資格付与の見直し

5. 施行される時期が未定の事項

電子申告に係る税理士業務の明確化

上記のような改正を受けて各税理士会は会則等の整備をすることになりますが、日本税理士会連

合会の総会に於いて、会則等の整備が承認されてから各単位会は改正する運びとなるために、臨時総会を開催しなければなりません。

この度の改正により、名義貸し行為に対する懲戒処分が明確化されました。今年の1月15日全国で25名の税理士が財務大臣による懲戒処分を受けました。その内11名が東京税理士会の会員でありその内の8名が名義貸しでの処分となっています。（詳細は東京税理士会会報NO687号に公告されています）この度の処分は、2カ月から9カ月の業務停止になっていますが、今後は業務停止期間が最長2年以下、懲役または100万円以下の罰金に処することに定められましたので、軽い気持ちで名義貸しに該当する行為をなされないようにご注意くださいと思います。どのような行為が名義貸しに該当するのかを東京税理士会と連携して研修していきたいと考えております。

また、他の3名の懲戒処分をされた者の事案の内容は、脱税相談等、税理士本人の脱税、税理士本人の無申告、であり税理士の職業上の倫理を逸脱して自覚に欠けると言わざるを得ないものと考えます。

この度の改正を待つまでもなく、税理士法1条（税理士の使命）で定められているように、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」との文言をかみしめて会員の皆様におかれましては、税務行政の一端を担っている者として、税理士法第1条の主旨に照らし、職業倫理の遵守に努めて頂き、せめて日本橋支部の会員の中から処分される方が出ないように業務を遂行して頂きますようお願い申し上げます。



～確定申告を終えて～

日本橋税務署長 おり き えい いち 折木 榮一

東京税理士会日本橋支部の皆様方には、日ごろから税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成25年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者に係る消費税及び地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告につきましては、申告納税制度の本旨に即した「自書申告」の定着を基本に、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」といったICTを利用した申告・納税の一層の推進を図り、円滑かつ確実な事務処理に取り組んだ結果、無事に終了することができました。

これも日本橋支部の皆様方による無料申告相談の実施、パソコンによる確定申告センター及び電話相談センターへの会員派遣など、多岐にわたる積極的なご支援・ご協力の賜物であります。

申告書の作成会場が東京国税局の合同会場となっている関係から、日本橋公会堂での無料申告相談を多くの方が利用されておりました。ご担当いただいた会員の皆様には大変ご負担をお掛けいたしました。また、同会場においては、e-Taxを積極的にご活用いただき、電子による提出件数を大きく伸ばしていただきました。重ねて御礼申し上げます。

さて、e-Tax利用拡大に向けましては、日本橋支部の皆様方のお力なくては、その拡大は見込めません。皆様方の事務所にお伺いさせていただき、また、お電話にて利用勧奨をさせていただいております。確定申告期においては、税務署・都税事務所・区役所連名の「電子申告・電子納税等のご利用のお願い」を日本橋支部のホームページに載せさせていただきました。

日本橋支部の会員の皆様には、e-Taxの利用拡大に向け多大なご支援、ご協力をいただいているところですが、それでも、東京局の利用率は、全国値を下回っている状況にあり、日本橋署を含めまして法人税等を中心に更なる利用拡大を図っ

ていく必要があります。

そうした中、法人税等の利用拡大を図っていく上では、3月決算法人の申告時期である5月及び6月が重要な期間となります。

つきましては、3月決算の法人税確定申告及び消費税確定申告等の申告は、e-Taxによる皆様方の代理送信を最大限に活用いただき、1件でも多くご利用いただきますようお願い申し上げます。

ところで、「書面添付制度」についてですが、日本橋支部におかれましても制度の定着・普及に向けて取り組んでいただいているところかと存じます。

税理士が作成等した申告書について、計算事項等を記載した書面の添付及び事前通知前の意見陳述を通じて、税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより、正確な申告書の作成及び提出に資するというものです。税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化等を図るためのものであり、また、税理士に対して付与された権利の一つであります。制度の普及のためには、税理士の皆様のみならず納税者の皆様にも制度の効果やメリットをご理解いただく必要があろうかと存じます。

添付書面は、事前通知前の意見聴取に限らず、署における申告書の審理や調査の要否の判断においても積極的に活用し、調査事務の効率化を図っていくこととされています。制度の利用により、実地調査の負担が軽減される場合もあること等について、税理士の皆様から納税者の方に更なるPRをしていただければと思います。

結びに当たりまして、会員の皆様に対し、今後とも良きパートナーとして税務行政に対するなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご事業のご繁栄を心から祈念いたします。



贈与により取得したゴルフ会員権 の名義変更の名義書換料について

あまの はじめ
天 野 肇



最高裁平成17年2月1日第三小法廷判決
(平成13年(行ヒ)第276号所得税更正処分取消
請求上告事件)

(判例時報1893号17頁)

第一審：東京地裁平成12年12月21日判決

税務訴訟資料249号1238頁

控訴審：東京高裁平成13年6月27日判決

判例タイムズ1127号128頁

判決結果：破棄自判、納税者勝訴

1 はじめに

所得税法は、譲渡所得の金額の計算上、収入金額から控除される譲渡費用については、所法33条3項が「その資産の譲渡に要した費用の額」と規定している。これにはどのような費用が含まれるか、課税庁と納税者と見解が異なることが多い。そこで平成17年に、贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換料が、贈与による取得費引継ぎ規定を適用した場合においても、付随費用として取得費に算入できるとした判決（最高裁平成17年2月1日判決（判例時報1893号17頁））を取り上げて考察する。

なお、本件会員権の譲渡に関わる部分を、26年度の税制改正で大幅に改正があると見込まれるので、併せて御関心を持たれたい。

2 主たる争点

Aから贈与を受けた本件会員権に係る名義書換手数料は、Xの譲渡所得の金額の計算上「資産の取得に要した金額」に該当するか否か。

3 事実の概要

(1) X（原告、控訴人、上告人）は、平成5年7月1日父Aからゴルフクラブ会員権（以下、「本件会員権」という。）の贈与を受け、名義書換手数料（以下「本件手数料」という。）82万4千

円を支払い正会員となった（本件会員権は、父Aが昭和63年11月18日、1,200万円で取得したものであった）。そして、Xは平成9年4月3日本件会員権を100万円で第三者に譲渡した。

(2) Xは平成9年分の所得税について、本件会員権の譲渡所得金額の計算において、①総収入金額100万円、②取得費の額1,282万円4千円（1,200万円+82万4千円）とし、その差額（②-①）1,182万4千円を総合課税の対象となる損失、いわゆる長期譲渡所得金額の計算上生じた損失の金額として、他の所得から控除し、総所得金額3,246万円余とする確定申告書を提出した。

(3) Y税務署長（被告・被控訴人、被上告人）はXに対し、平成10年11月25日付で、本件手数料は、本件譲渡所得の計算上資産の取得費として譲渡所得に係る総収入金額から控除することはできないとして、更正処分および過少申告加算税の賦課決定処分をした。

(4) Xは、これらを不服として、所定の不服申立手続を経て本訴に及んだ。

4 判決の要旨

＜第一審判決＞（東京地裁平成12年〈行ウ〉第57号平成12年12月21日判決・藤山雅行裁判長）
請求棄却。

「所得税法は贈与による資産の所有権移転の場合における譲渡所得課税を繰り延べ、その後、当該資産が受贈者の支配を離れて他に移転する機会を捉えて、贈与者の取得の時以来清算されることなく蓄積されてきた資産の増加益を課税の対象としているのであるから、右増加益の算出上譲渡による収入金額から控除すべき『資産の取得に要した金額』は贈与者の取得の時において当該資産の客観的価値を構成すべき取得代金の額及び当該資産を取得するための費用でなければならない。すなわち、所得税法60条により贈与の前後を通じ

て贈与者が引き続き当該資産を所有していたものとみなされる以上、譲渡所得の算出に当たっては、贈与の事実がなかったものと考えべきものであり、そうである以上受贈者が自己への所有権移転のために支払った費用も一切無視するほかないのである。」

「本件手数料は、贈与者であるAによる本件会員権の取得時において本件会員権の客観的価格を構成するものではなく、Aが本件会員権を取得するための付随費用でもないから、本件会員権との関係で所得税法38条1項にいう『資産の取得に要した費用』ということとはできない。」

＜控訴審判決＞（東京高裁平成13年（行コ）第12号平成13年6月27日判決・雛形要松裁判長）

控訴棄却。

「所得税法60条1項は、贈与等により資産を取得した者が当該資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算において『その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。』という強い表現を使用しており、その規定の趣旨からしても、受贈者が所有する資産についての譲渡所得課税においては、贈与の前後を通じて贈与者が引き続き当該資産を所有していたとみなされるのであるから、課税庁としては、譲渡所得金額の算定に当たり、中間の贈与の事実がなかったものと扱う以外になく、そうであれば受贈者が自己への所有権移転のために支払った費用があったとしても、それを一切無視せざるを得ないことになる。

そうすると、本件譲渡所得金額の計算においては、控訴人が父から本件会員権の贈与を受けた事実も、その際に控訴人が本件手数料を支払った事実もなかったとみなすことになるから、本件手数料は所得税法38条1項にいう『資産の取得に要した金額』に当たらない。」

＜最高裁判決＞（最高裁第三小法廷平成13年（行ヒ）第276号平成17年2月1日判決・濱田邦夫裁判長）

原判決破棄、第一審判決取消し。

「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものである（最高裁昭和41年（行ツ）第102号同47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083

頁、最高裁昭和47年（行ツ）第4号同50年5月27日第三小法廷判決・民集29巻5号641頁参照）。そして、上記『資産の取得に要した金額』には、当該資産の客観的価格を構成すべき取得代金の額のほか、当該資産を取得するための付随費用の額も含まれると解される（最高裁昭和61年（行ツ）第115号平成4年7月14日第三小法廷判決・民集46巻5号492頁参照）。

「法60条1項1号所定の贈与等にあつては、その時点では資産の増加益が具体的に顕在化しないため、その時点における譲渡所得課税について納税者の納付を得難いことから、これを留保し、その後受贈者等が資産を譲渡することによってその増加益が具体的に顕在化した時点において、これを清算して課税することとしたものである。同項の規定により、受贈者の譲渡所得の金額の計算においては、贈与者が当該資産を取得するのに要した費用が引き継がれ、課税を繰り延べられた贈与者の資産の保有期間に係る増加益も含めて受贈者に課税されるとともに、贈与者の資産の取得の時期も引き継がれる結果、資産の保有期間（法33条3項1号、2号参照）については、贈与者と受贈者の保有期間が通算されることとなる。

このように、法60条1項の規定の本旨は、増加益に対する課税の繰延べにあるから、この規定は、受贈者の譲渡所得の金額の計算において、受贈者の資産の保有期間に係る増加益に贈与者の資産の保有期間に係る増加益を合わせたものを超えて所得として把握することを予定していないというべきである。そして、受贈者が贈与者から資産を取得するための付随費用の額は、受贈者の資産の保有期間に係る増加益の計算において、『資産の取得に要した金額』（法38条1項）として収入金額から控除されるべき性質のものである。そうすると、上記付随費用の額は、法60条1項に基づいてされる譲渡所得の金額の計算において『資産の取得に要した金額』に当たると解すべきである。」

「前記事実関係によれば、本件手数料は、上告人が本件会員権を取得するための付随費用に当たるものであり、上告人の本件会員権の保有期間に係る増加益の計算において『資産の取得に要した金額』として収入金額から控除されるべき性質のものといえることができる。したがって、本件譲渡

所得金額は、本件手数料が『資産の取得に要した金額』に当たるものとして、これを計算すべきである。」

5 本事例に対する検討

(1) 関係条文及び贈与により取得した資産に関する取得費の考え方

<関係条文～抜粋>

① 所得税法33条3項（譲渡所得）

譲渡所得の金額は、その年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。

② 所得税法38条1項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）

譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする。

③ 所得税法59条1項（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）

次に掲げる事由により居住者の有する譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の譲渡所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）

④ 所得税法60条1項（贈与等により取得した資産の取得費等）

居住者が次に掲げる事由により取得した前条第1項に規定する資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

一 贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）

<贈与により取得した財産に関する取得費の考え方の変遷>

① シャウブ勧告に基づき、昭和25年当時は、贈

与、相続又は遺贈であっても、その時の時価相当金額により譲渡があつたものとみなして課税されていた（みなし譲渡課税）。

→この場合、受贈者の取得費は贈与を受けた時の時価相当金額となる。

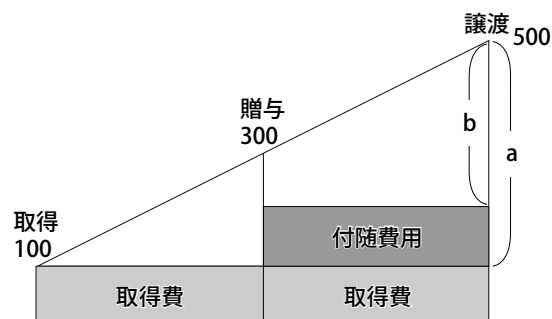
② その後、所得税法60条1項所定の贈与にあつては、贈与の時点では資産の増加益が具体的に顕在化していないため、その時点における譲渡所得課税について納税者の納得を得がたいことから、これを留保し、その後受贈者等が資産を譲渡することによってその増加益が具体的に顕在化した時点において、これを清算して課税することとされ、現在に至っている。

→この場合の所得税法60条1項は、前の所有者（贈与者・被相続人）の取得価額と取得時期を、後の所有者（受贈者・相続人）に引き継がせる規定¹と理解されてきた。

③ この所得税法60条1項（贈与等により取得した資産の取得費等）には、受贈者が支出した贈与者から資産を取得するために要した付随費用の額が含まれるか否か。

→本判決の争点。

<考え方の対比～図12>



（解釈 a）取得費 100 譲渡利益 400

…第一審・控訴審判決の考え方

（解釈 b）取得費 150 譲渡利益 350

…最高裁判決の考え方

(2) 類似事案

① 本最高裁判決と同じ論点、すなわち「贈与等により取得した財産を譲渡した場合における取得費の範囲」が争われたものとしては、本件原審（東京高裁平成13年6月27日判決）、及び本件第一審（東京地裁平成12年12月21日判決）以外には見当たらない。

② 課税庁側が原審において引用した判決

◆ 最高裁平成6年9月13日判決（判例時報1513号97頁）

◆ 最高裁平成2年4月20日判決（税務訴訟資料176号660頁）

上記判決は、いずれも相続において支出した代償交付金についての取得費性が争われたものであり、本件とは性質を異にすると考えられる。

③ 類似性を感じる判決

◆ 東京高裁昭和54年6月26日判決（判例時報945号36頁）

資産の取得に要した借入金の利子について、当該資産を未使用のまま譲渡した場合に、当該資産の取得費に算入することができるとした最初の判決。

【本判決との類似性・共通性3】

(イ) 当該支払利子相当額について、納税者が現実に利得を得ていなかったという事実に着目した点。

(ロ) 判決後に課税上の取扱が変更（通達改正）された点。

※ 本件では、平成17年6月24日付の所得税基本通達の改正により、同通達60-2が新設されている。

所得税基本通達60-2

法第60条第1項第1号に規定する贈与、相続又は遺贈（以下「贈与等」という。）により譲渡所得の基因となる資産を取得した場合において、当該贈与等に係る受贈者等が当該資産を取得するために通常必要と認められる費用を支出しているときには、当該費用のうち当該資産に対応する金額については、37-5及び49-3の定めにより各種所得の金額の計算上必要経費に算入された登録免許税、不動産取得税等を除き、当該資産の取得費に算入できることに留意する。（平17課資3-7、課個2-25、課審6-13追加）

(注) 当該贈与等以外の事由により非業務用の固定資産を取得した場合の登録免許税等については、38-9参照

(4) 学識者の見解

<本最高裁判決が示される前の見解>

◎ 田中 治 教授

① 譲渡所得課税の対象は抽象的な保有期間中の値上益ではなく、現実の収入金額から取得費等を控除した譲渡差益を意味するというべきであ

り、法60条1項は、贈与者の保有期間中の値上益と受贈者の保有期間の値上益とを合算し、これを当該資産が受贈者の手を離れる時点で清算する方法を定めたものといえることができる。

② 法60条1項の規定の主たる目的は、贈与者の保有期間中に蓄積された資産の増加益を捕捉することにあり、受贈者の当該資産の取得そのものを否定したり、当該資産の取得に付随して支出される金員の取得費性を否定するものではない。

として、本最高裁判決前から本最高裁判決の判旨とほぼ同様の見解を唱えていた⁴。

◎ 金子 宏 教授

（譲渡所得の計算における）「取得に要した金額」については、種々の問題があるが、贈与によって取得したゴルフ会員権の名義書換料についても、（取得に要した金額として）積極的に解すべきであるとする。として本件第一審及び控訴審の判断に異論を述べ、本件手数料は譲渡所得の計算における取得費に含めるべきとの見解⁵を示していた。

以上の2つの見解は、本件手数料の取得費性を最高裁判決前から肯定していたものであるが、本最高裁判決前からこれらの見解が多数説であったとは考えにくい⁶。

<本最高裁判決後の論評>

◎ 大淵 博義 教授

① 「受贈者が本件会員権を本件贈与の前から引き続き所有していたもの」とみなされるとされている以上、そのゴルフ会員権の所有者である上告人が、プレー権を取得するために支払った本件手数料は、本来の機能であるゴルフ場施設の低価額・優先利用権を有する「ゴルフプレー権の取得に要した金額」として、上告人所有の本件会員権の取得費を構成すると解するのが妥当である。

② その受贈者（上告人）が贈与の前後を通じて所有する本件会員権に表象されるプレー権を取得するために要した本件手数料であるから、これが「本件会員権を取得するために要した金額」として取得費を構成することになることは疑問の余地はない。

として、原審判決等は、基本的な部分で解釈を誤ったというべきであるとした意見を述べて

いる7。

◎ 品川 芳宣 教授

- ① 所得税法60条1項の文理による限りでは、個人間の贈与等により資産を取得した者がその後当該資産を譲渡した場合には、その者が当該資産に係る贈与者の取得費及び所有期間を引き継ぎ、当該取得費のみが「資産の取得に要した金額」として総収入金額からの控除の対象となるように読み取れる。
- ② これに対し、最高裁は受贈者と贈与者の各保有期間について、それぞれ別個に当該資産の増加益が算定されることを示唆している。
- ③ これは、Xが本件手数料を支払わなければ本件会員権の所有を確実にできなかったというコスト概念に着目し、当該保有期間に当該コストを負担している以上、本件会員権の増加益から控除しようと判断したものである。
- ④ このような判断は、所得税法38条1項及び同法60条1項の規定の文言を形式的に解釈するよりも、Xが本件手数料相当額の増加益を得ていないという現実の収支計算に即した考え方を優先させたものと考えられる。

と本最高裁判決を分析し、逆転判決の結論はコスト概念を優先する考え方にあるとの見解8を示している。

◎ 橋本 守次 税理士

- ① 法60条1項の規定の文面上から、受贈者が支出した本件手数料が、受贈者が引き続き保有したとみなされる贈与者の「取得に要した金額」に該当するものとは読み切れるものではなく、法文解釈見地からは賛成できない。

として、一方において、本最高裁判決後も法解釈の過程には疑義を呈する見解9も存在する。

最高裁の示した法60条1項の法解釈に合理性を認め、その結論については総じて賛意を評するものが多い10。

6 まとめ

本判決は、贈与者から資産を取得するために要した付随費用の額が、「資産の取得に要した金額」に当たることを明らかにした最高裁判決として、重要な意義を有している。

そして、本判決の影響は、譲渡資産に係る取得費の範囲に止まらず、事業所得等における必要経

費の範囲、さらには更正の請求ができる事由に至るまで、広範な課税実務に及ぶこととなった。しかし、遺産分割の費用の中でも訴訟費用や弁護士費用11以外の、より通常的な費用（例えば、遺言信託の費用等）の扱いはどうなるか気になるが、今後これらの費用の取扱いの明確化が期待される。

7.おわりに

昨年末にゴルフ・リゾート会員権の譲渡損失の損益通算廃止が、26年度の税制改正大綱に盛り込まれた。以前から検討がされていたが、今回の税制改正に廃止が盛り込まれる結果になり、本稿が支部会報に掲載される頃は、施行されていることでしょう。

なお、法人が所有するゴルフ会員権は、従来と変わらないので、売却損を損金計上することが出来るとされている。

- 1 『注解所得税法（増補改訂版）』608頁（大蔵財務協会・1997年）。
- 2 納税通信2858号3頁を参考にした。
- 3 品川芳宣「受贈資産を譲渡した場合の取得費の範囲」税研122号83頁（2005年）においても、その共通性を述べている。
- 4 田中治「資産の取得をめぐる近時の紛争例」税務事例研究65巻27頁（2002年）。
- 5 金子宏『租税法 第九版増補版』215頁（弘文堂・2001年）。
- 6 石倉文雄「ゴルフ会員権を贈与により取得したことに伴い受贈者が支払った名義書換料の取得費性（本件第一審・控訴審判決評釈）」においては、第一審・控訴審判決に賛意が示されている。
- 7 大淵博義「贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換料が同会員権を譲渡した場合の取得費に含まれるか」TKC税情2005.10、9頁以下。
- 8 品川・前掲注（3）80頁。
- 9 橋本守次「贈与により取得したゴルフ会員権の名義書換手数料は同会員権の譲渡所得から控除される取得費に含まれるか」税務事例37巻6号7頁（2005年）。
- 10 山本守之「最近の最高裁判決と行政事件訴訟法」税経通信60巻4号167頁（2005年）、右山昌一郎「受贈財産の譲渡における取得費の範囲」税理48巻6号26頁（2005年）、徳丸親一「相続財産贈与における取得費・付随費用の留意点」税理48巻7号197頁（2005年）など。
- 11 国税庁は、資産税課情報（15号・17、8、12）において、訴訟費用や弁護士費用は、取得費を構成しないとする見解を公表している。

随 筆

イクメン税理士を
目指しておのつか よしみ
小野塚 良実

男女の双子のパパになったのが平成24年10月、早いもので、もう1年半が経とうとしています。

双子だと分かったのは妊娠3ヶ月目のころ。よく「双子に安定期はない」といわれるのですが、妻も入退院を繰り返し、生まれてくるまで安心できない日々が続いていました。それだけに無事に生まれたときは、心の底からほっとしたのを覚えています。私もイクメンを目指して、生まれた直後から育児に携わるように心がけてきました。寝かし付けやおむつ替えはもちろん、今でも毎日お風呂に入れますし、休日のご飯も毎回私があげています。その甲斐あってか、今では息子も娘もパパ大好きで、いつも甘えてきてくれるようになりました。親バカは十分自覚していますが、本当に嬉しい日々です。

この1年半で感じた、うちの双子によくある状況「双子あるある」を書いてみたいと思います。

- ① 双子用のベビーカーに乗せていると、道行く人によく「かわいい〜!」といわれる。
- ② たとえベビーカーの日除けで顔が見えていなくてもいわれる。
- ③ 「似てる!」といわれるが、二卵性なのでそんなに似ていない。
- ④ 「双子は大変でしょ?」といわれる。
- ⑤ 「でも年子よりは楽っていうよね?」といわれイライラする。
- ⑥ 「どっちがお兄ちゃん(お姉ちゃん)?」と聞かれる。
- ⑦ 双子の親子連れを見かけると、知らない人でも会釈してしまう。
- ⑧ 「自分が双子だから、双子の子供が欲しかった」といわれると、複雑な気分になる。
- ⑨ ベビーカーの選択肢が極端に少ない。
- ⑩ ベビーカーで出かけると目立てるので、率先

して1人で2人を連れて遊びに行く。

- ⑪ 1歳半でもお互いに面倒を見ることもあり、見ていて嬉しくなる。

まだまだたくさんあるのですが、書ききれなくなってしまうのでこのあたりで止めておきます。

子供のことを話すときは、なるべく笑い話になるように意識しているのですが、その実態はいろいろ大変なことも多いです。当然ですが双子といっても、大変さが2倍未満で済むときと、2倍以上になるときがあります。やはり目が行ってしまうのは2倍以上のときで、心身ともに疲れ果ててしまったことも何度もあります。それでも今までやってこれたのは、子供たちが本当にかわいいからでしょう。重ね重ね親バカですが、目に入れても痛くないとはこういうことだと思っています。

とはいえ、「かわいい」だけで解決できないのが育児。部分的とはいえ、本気で怒ることもあるし、全てを投げ出したくなることもあります。そうした一時的な感情に振り回されないように、家庭内はもちろん、周りのサポートは必須だと感じています。子供ができてから、乳幼児が関係する事件・事故に、より関心を持つようになりました。その都度、原因究明や法整備の必要性などが叫ばれることもあります。ちょっとした環境整備をするだけで、そうした事件・事故を未然に防ぐことができる場合も多いのではないのでしょうか。

そして、育児に携わって最も大変だと思ったこと、それは、「継続」です。24時間365日、それを10年20年と続けていく必要がありますし、自分の方法が正しかったのかどうかも、時間が経たないと分かりません。それこそが大変さの本質ではないかと思っています。そう考えると、1年半なんてまだまだ入口ですね。まだ「魔の2歳児」といわれる年齢や反抗期も経験していませんし。でもこれ以上大変になったらどうしよう…とひそかに怯えていたりします。

と、そんなことを考えながら、毎日仕事に育児に頑張っています。実は日本橋支部の野球部にも所属しています。今は育児との兼ね合いで参加が

限定的になってしまっているのですが、近い将来に、この「にほんばし」での野球部の活動報告で名前が出るくらい活躍できる日が来るよう、そちらも頑張りたいと思います！



函館の烏賊（イカ）

おお はし ひろ あき
大 橋 弘 明

「函館」は、1854年（安政元年）の江戸時代末期、米国のペリー提督の率いる黒船来航によって締結された日米和親条約により横浜、長崎とともに日本最初の貿易港として開港した歴史ある街である。この街に縁あって、二年間単身赴任した。

函館は、百万ドルと云われる夜景が一番の売りで、函館山（臥牛山とも云う）から見た夜景の美しさは世界一と自負している？私も知り合いが来函するたびに案内して函館山から幾度も夜景を見たが、同じ北海道生まれでも道央の山奥の炭鉱の街（赤平）出身の私にとっては、飽きない神秘的な美しさである。

ただ最近、函館山の麓の十字街、元町地区から駅前の松風町地区と云った繁華街の賑わいが衰退し、居住者も減少、過疎化とともに明かりが少なくなり、輝きが薄れてきているような感じを受けるのが残念である。とは云っても、一見の価値がある夜景である。

他の観光名所では、「函館ハリストス正教会（ガンガン寺とも云う）」や「カトリック元町教会」、「旧函館区公会堂」等の異国情緒豊かな元町地区、海運が盛んだった頃の面影を残す金森倉庫群のベイエリア地区、戊辰戦争の最後の舞台となった五稜郭地区、また、旅の疲れを癒してくれる湯の川温泉、湯量も豊富である。因みに市内の銭湯は全て天然温泉との由。さらに足を伸ばせば、カトリックの修道会の一つであり厳律なシトー会の男子修道院「灯台の聖母トラピスト大修道院」、函館空港の近くにある女子修道院「天使の聖母トラピチヌ修道院」等、とても一日や二日の観光では走破できない数である。このトラピスト男子修道院は、戒律が厳しく外部との接触は特定の者を除いて全くできない。内部の見学には、事

前の承認が必要で女人禁制、人数も制限される。私は二度程度院内を見学させていただいたが、廊下の奥に修道士らしき人影を見る程度で、物音一つしない静寂の世界、男性の方は、機会があれば申し込んでみては如何か。

観光地も盛りだくさんだが、函館と云えばやはり海鮮物である。観光客には、函館駅の横にある朝市が知られているが、地元の人は割高だが品質の良い自由市場か、安いのが売りの中島廉売を利用している。毛ガニ、パフンウニ、根ボッケ、エゾアワビ等、美味しいものばかりである。その中でも、函館はやはり「烏賊」である。夏のイカ釣り船の「漁火」が風物詩であるが、この時期獲れるのは真イカ（スルメイカとも云う）で、東シナ海北部方面で生まれ日本海の沖合を対馬暖流に乗って成長しながら北上して来るもので、日本海での漁獲量の七割を占める。漁期は6月から12月まで、1月から5月はヤリイカである。

ある日曜日、寿司屋でイカを注文したら、「お客さん内地の人だね」と云われた。私の風貌、身なりや醸し出る品格から都会人に見えるのかと思ったが、説明を聞いてみると全然違った。地元の人からは、イカは、獲れたその日の朝に食べるのが一番美味しいと教えて貰った。そのためか、漁で獲れる順にイカ、朝イカ、生簀イカ（活イカ）と云い分ける。要は、後の呼び方、新鮮と云う事らしい。？そう云う感覚からすると休漁の翌日の日曜日に、ちゃんとした寿司屋では活の悪いイカは出さないと云うのが流儀らしい。

イカは新鮮が売りである。地元では朝早くに水揚げされたイカを「いが〜いが〜いがはいらんかえ〜」と函館弁で売り歩いたそうである。何度か津軽海峡までイカ釣りに行ったが爆釣であった。最初に釣ったイカは醤油とみりん入りの沖漬タン



クに、次はクーラーボックスに、最後はエアータンクに入れて持ち帰り大いに食した。残ったイカは開きにしてベランダに干しておいたら、スルメになっていた。早速、食べてみたが、固いだけで旨くない。歯が立たないのである。そんな折、漁師さんと話す機会があったので、この話をしたら、「それはスルメではなく干物だべ」と云われた。旨いスルメを作るには、ただ天日にあてるだけでなく、一定時間干したら、次は風通しの良い日陰でゆっくり熟成させる事がコツのようだ。熟成が進んでくると、旨味成分が白い粉となって表面に吹き出てくる。教えを受けて釣ってきたイカでスルメ作りに挑戦した。夜帰宅すると廊下までスルメのいい匂いが漂ってくる。それを一枚一枚、ビール瓶でゴロゴロさせて伸ばし、終わると10枚単位で束ねてスルメの足で縛り、また陰干するのである。我ながら達成感一杯である。完成品は、東京の友人らに送った。

東京に戻った後も、同じ方法で挑戦したが、何故か函館で作ったようにはならない、失敗である。思うに海の傍ら、適度な潮風が必要なのだろう。懐かしい思い出である。

人生いろいろ

さとうひろこ
佐藤 廣子

広報部よりテーマは何でもよいから随筆をと頼まれ、はてさて何をテーマにしたらよいのか思いあぐねる。年のせいか、自分の人生を振り返ることが多い。税理士資格を得てから最初は江戸川支部に登録、友人との共同事務所を開業するために江東西支部へと移転、30有余年お世話になる。ここでの税理士人生は一生忘れることはない。

たまたま、日本橋の顧問先のビルが空いたので借りてくれないかとの話があり、お世話になった江東西支部を去ることには、抵抗があった。税理士として育てていただいた支部である。しかし職員の希望が強く、今まで税理士会活動にばかり力を入れ職員には迷惑をかけた。ここで職員の希望を受け入れ日本橋支部へお世話になることにした。

幸い、歌の好きな私には、カラオケ部があることも嬉しかった。年に一度開催されるカラオケ発表会に毎年出演し楽しんでいる。その時その時の歌には私の人生、生き様がある。私の歌を毎回聴きに來てくれる友人が私の歌っている姿をCDにしてくださる。何枚になるだろう？

姉妹いわく、あなたのお葬式の時はお坊さんを呼ばずCDを流そうなどと言っている。それも楽しいかなと思う今日この頃である。

残りの人生ただただ楽しむことを考えて生きてゆきたい。もともと楽天家の私である。

最近足腰を鍛えるために、友人に進められソシアルダンスを習いに通っている。

足腰も鍛えられ何よりも姿勢がよくなる、声と姿勢は財産だと友人に論される。

指導してくださるダンス教師は大学出たてのなかなかのイケメンである、若い男性を相手にダンススタジオに通う自分がおかしくもあり、また楽しくもあり、いつどのような人生が自分の前にやってくるのか、まか不思議である。好きな歌を歌い、足腰を鍛えるためにダンスレッスンに通う自分が滑稽である。人生楽しからずや！

もう一つは、私の人生の誇りとしている勉強会を持っていることである。中央大学教授を囲んで課税の公平を大きな柱としての勉強会である。女性税理士55名で創設されてから16年をこえる。若い人も多くなってきた。

これからの私の使命はこの勉強会で育んできた知識を生かし会員それぞれが女性税理士として地にしっかりと足を付け、逞しく歩いてゆく姿を見守ってゆくことである。

それには、私もまだまだ元気に現役の税理士として後輩の目指す灯台として歩いてゆきたいと願う毎日である。

“人生いろいろ女だっているいろいろ咲き乱れるの”



各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成25年12月16日（月）16時00分～17時30分

I 審議事項

1. 平成25年分確定申告期の無料相談等の件
 - ① 税理士記念日（2/21）担当税理士10名
 - ② 支部の確定申告無料相談会
（2/24～2/28,3/1,3/5,3/8）担当税理士48名、
受付責任者は税務支援対策部員が担当
提案のとおり承認可決した。
2. 八団体合同賀詞交歓会の件
平成26年1月29日（水）開催の八団体合同賀
詞交歓会への参加費について負担額を承認可決
した。
3. 観劇会の件
平成26年3月25日（火）明治座で「萩本欽一
最後の公演」を開催することを承認可決した。
4. 平成26年分支部確定申告無料相談の件
平成27年2/2,2/4～2/6,2/9～2/10,2/12～2/13
で行うことを承認可決した。
5. 平成26年2月23日（日）開催の相続税フォー
ラムへの担当者、報酬額を承認可決した。

II 報告事項

1. 税務功労者感謝状贈呈式（11/20）の件
2. 中間監査（11/27）の件
3. 登録調査（12/9）の件
4. 署との定例連絡会（12/12）の件
5. 日本橋税務署への新年挨拶（平成26年1月7日
（火））の件
6. 支部規則一部変更の件
7. 日本橋税務署長からの感謝状の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成26年1月22日（水）10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 平成25年所得税確定申告反省会兼慰労会開催
の件
平成26年3月18日（火）に平成25年度中に実
施及び実施予定の各種無料相談等に参加・協力
を頂いた方々を対象とした慰労会を開催するこ

とを承認可決した。

2. 平成26年度賀詞交歓会会場、日時の件
平成27年1月にロイヤルパークホテルで開催
することを承認可決した。
3. 租税教育推進委員委嘱の件
租税教育講師を1名追加で、12名となること
を承認可決した。
4. 観劇会の件
平成26年3月25日（火）明治座で「萩本欽一
最後の公演」開催する際の支部負担額を承認可
決した。

II 報告事項

1. 賀詞交歓会の件（東京税理士会（1/8）、京
橋支部（1/10）、日本橋桜友会（1/10）、お江
戸日本橋歯科医師会（1/21））
2. 新年挨拶の件（日本橋税務署（1/7）、中央
都税事務所（1/9））
3. 登録調査（1/10）の件
4. 新年賀詞交歓会（1/14）の件
5. 納税者支援センター相談員の推薦の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成26年2月14日（金）10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 常会開催（4月18日）の件
常会を4月18日（金）午後1時00分～1時45分
に東実健保会館で開催することを承認可決し
た。
2. 定期総会時の講演会の件
6月24日（火）の支部定期総会時の講演会の
講師、講演料を承認可決した。

II 報告事項

1. 青色申告会との協議会（1/22）の件
2. 顧問相談役会（1/24）の件
3. 八団体合同賀詞交歓会（1/29）の件
4. 東京税理士会・東京税政連合同セミナー
（2/6）の件
5. 登録調査（2/7）の件
6. 税理士雑談室（2/13）の件
7. 支部規則の一部改正の件
8. 支部役員選挙規則、支部役員推薦委員会運営

要綱一部改正の件

9. 平成26年度賀詞交歓会（平成27年1月13日（火））の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成25年12月5日（木）13：30～16：30

テーマ：平成25年度資産課税の改正「小規模宅地の詳細解説を中心に」

講 師：税理士 赤坂 光則氏

会 場：綿商会館

日 時：平成26年1月14日（火）15：30～17：00

テーマ：プロ野球、そして参議院議員12年

講 師：野球解説者 江本 孟紀氏

会 場：ロイヤルパークホテル

日 時：平成26年2月3日（月）13：30～16：00

テーマ：25年分確定申告に当たっての留意事項

講 師：日本橋税務署担当官

会 場：日本橋公会堂

日 時：平成26年4月18日（金）14：00～17：00

テーマ：書面添付制度について

講 師：日本橋税務署副署長 大久保 昇一氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成26年5月12日（月）13：30～16：30

テーマ：【平成26年度税制改正政省令対応版】

Q&A知っておきたい中小企業経営者と税制改正の実務

～個人・法人税務の落とし穴と対応～

講 師：税理士 宮森 俊樹氏

会 場：綿商会館

日 時：平成26年6月24日（火）13：00～14：30

テーマ：日本で一番大切にしたい会社（仮題）

講 師：法政大学大学院政策創造研究科教授

坂本 光司氏

会 場：ロイヤルパークホテル 2F春海の間

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：平成25年12月17日（火）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成26年1月10日（金）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成26年2月13日（木）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成26年3月24日（月）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成26年4月11日（金）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成26年1月から3月までの野球部の活動に関してご報告致します。

新年の活動開始は1月10日でした。おそらく東京会48支部中、一番早く始動したものと自負しています。ただし、今年は例年より大雪が多く、2月18日に予定していた練習が積雪のため中止となっていました。

1月10日 練習（浜町グラウンド）12名参加

1月18日 練習試合 VS四谷支部（練馬東台野球場）4対4で引分け 11名参加

1月21日 新年会

2月6日 練習（浜町グラウンド）10名参加

3月13日 練習（浜町グラウンド）3名参加

3月20日 練習（箱崎高速下）12名参加

3月27日 練習試合 VS芝支部（台東リバーサイド）6対1で勝利 11名参加

この会報が発行されるときは、春の大会である第117回支部対抗野球大会は終了していますので、第1ブロックリーグのスケジュールをお知らせ致します。いずれも場所は、神宮外苑軟式野球場です。



1回戦 5月8日 ケヤキグラウンド

16時～18時 VS麻布支部

シニア戦 6月4日 ケヤキグラウンド

14時～16時 VS麻布支部

2回戦 6月4日 日の丸グラウンド

16時～18時 VS麴町支部

3回戦 7月2日 桜グラウンド

16時～18時 VS神田支部

4回戦 8月6日 ケヤキグラウンド

16時～18時 VS京橋支部

5回戦 10月2日 日の丸グラウンド

14時～16時 VS芝支部

勝利のためには皆様の温かいご声援がどうしても必要です。是非、お時間を作って頂き、応援にいらっしゃって下さい。選手一同、張り切っています。

〈囲碁部〉

新春恒例の京橋支部との親善囲碁大会は今年は1月18日（土）に当支部会議室にて午後1時から開催されました。京橋支部の都合もあり、当支部の参加者は9名。1年ぶりの対戦とあって、各人氣合が入り、各人の日頃の鍛錬が実を結び、日本橋支部20勝、京橋支部6勝と当支部が圧勝。3年ぶりに勝利の美酒を味わいました。

3月27日（木）日本橋支部春季囲碁大会を当支部会議室にて開催しました。仕事多忙な方、体調不良な方などおられたため、今回の参加者は前年と同様8名となりました。なかには、湯河原で休養中のところ、この囲碁大会に参加するため駆けつけてこられた先生もあり、例年になく盛り上がりました。結果は、次のとおりとなりました。

優 勝 池田 明治 3勝1敗

準優勝 下村 信義 3勝1敗

1 位 花山 三郎 3勝1敗

2 位 原口 義弘 2勝1敗

（成績が同順位の場合には、対戦相手に対する勝敗および勝ち目数により判定）

当年度は、プロ棋士指導が1回休んだ関係もあり、予算があまりましたので、初心者用の囲碁の冊子を次のとおり購入しました。支部の囲碁用具を収納しているところに配列しておりますので、どなたでも結構です。ご利用下さい。

みんな集まれ囲碁教室 入門編1～4各1冊

初級編1～3各1冊

基本がわかる囲碁トレーニング1～5各1冊

ゆかり先生の囲碁初級教室 1～3各1冊

また、長考者用対策として対局時計を1台購入しました。なお、対局時計は、徐々に購入する予定です。

今後の5月以降の日程は、月例会5月8日

（木）、6月26日（木）となっています。ぜひ、ご参加下さい。（坂元）

〈ゴルフ部〉

平成25年12月11日（水）に第292回T.N.G会を若洲ゴルフリンクスにて開催しました。27名の参加がありました。当日は快晴で、若洲には珍しく風も穏やかなゴルフには最高の一日でした。成績は下記の通りです。次の第293回T.N.G.会は、5月1日に相模原ゴルフクラブで開催します。

	氏名	グロス	ハンディ	ネット
優 勝	櫻井和儀	93	36	57
二 位	青柳 聡	97	32	65
三 位	小田英敏	84	17	67
ベストグロス	森 一郎	77	アウト40	イン37

〈歌舞音曲（カラオケ）同好会〉

カラオケ同好会は、月に一度月例練習会を開催しています。甘酒横丁近くの個人所有のカラオケボックスで、18時から20時までお酒を飲みながら、他のお客さんは居ませんので気兼ねなく思いっきり歌えます。入会は随時受け付けていますので、希望の方は事務局へ申し付け下さい。

本年も10月18日（土）に恒例の発表会を、JR神田駅そばのエッサムホールで開催する予定です。素敵なゲストもお招きする予定ですので、多くの会員にご観覧いただければと期待しています。

〈テニス部〉

12月6日（金）品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで練習会を行いました。参加者は13名。今回の練習開始時間は、コート空き時間の関係でいつもより2時間早い16時からでした。練習開始早々は集まりが良くなかったですが、忘年会を行うこともあり練習が終わる頃には、いつもより多い参加人数となりました。練習内容は、いつものように基本と実践を踏まえた練習を行いました。基本練習はストロークとボレーを中心に、また初心者の方も3名参加されているので、初心者向けの練習メニューも行いました。後半は実践形式で雁行陣を基本としてのラリーとボレー、アプローチショット等の練習を行いました。

練習後は、忘年会をウィング高輪WEST内の和食レストランで行いました。その後は、品川駅東口のカラオケ店へ、いつになく楽しい忘年会でした。

1月27日（月）品川プリンスホテル内の高輪テ

ニスセンターで練習会を行いました。参加者は7名。ラリーとボレーを中心とした基本練習を行うと共に、初心者向けのラリー練習、サービスの練習も行いました。

練習後は、参加者全員で楽しくビールを飲みました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っております。練習は、プロの松岡伴育コーチ指導のもと、初心者からベテランまでレベルにあった練習が出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は、お気軽に支部事務局まで連絡下さい。

今後の大会予定

春季大会：5月9日（金）予備日：13日（火）

秋季大会：10月2日（木）予備日：8日（水）

支部対抗戦：11月5日（水）予備日：13日（木）

〔組織部〕

東京会標準支部規則及び標準選挙規則の一部改正に伴う、日本橋支部規則及び日本橋支部役員選挙規則の一部改正、支部選挙規則の一部改正に伴う日本橋支部役員推薦委員会運営要綱の一部改正のため、支部定期総会に提案する準備作業を行っています。

〔綱紀監察部〕

以下の会議が開催されました。

1. 平成25年度綱紀監察合同会議

日 時：平成25年12月13日（金）

14：00～16：30

場 所：東京税理士会館

出席者：会長、本部役員

全支部の支部長又は副支部長、綱紀監察部長

東京国税局より税理士監理官ほか7名

48税務署総務課 課長補佐

議 題 ①東京国税局の方針

②東京国税局からの報告

③綱紀監察合同事案（本会告発事案）について

④支部からの提言に対する本会の回答について

⑤その他

2. 平成24～26年度の税理士証票及び会員章（バ

ッチ）の所持確認25年度分を実施しました。

日 時：平成26年2月4日 10：00～16：00

場 所：日本橋支部事務局

結 果：対象会員 216名

実施会員 87名

未済会員 129名

対象法人 11法人

実施法人 7法人

未済法人 4法人

〔税務支援対策部〕

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所、日本橋青色申告会等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、確定申告期にあたりましては、東京会からの要請に応じて、多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成26年実施日	会 場	担当税理士
1月22日（水）	法人会事務局	小山 栄一
2月12日（水）	〃	永島 嘉治
2月26日（水）	〃	佐藤 兆秀
3月5日（水）	〃	宮原 裕徳
3月19日（水）	〃	河野 拓

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成26年実施日	会 場	担当税理士
1月10日（金）	中小企業相談センター	余西 吉巳
1月31日（金）	〃	橋本 友樹
2月25日（火）	〃	宮原 裕徳
3月18日（火）	〃	岩川由美子

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成26年実施日	会 場	担当税理士
1月23日（木）	中央区京橋プラザ	鈴木 久衛
1月30日（木）	〃	佐藤 兆秀
2月6日（木）	〃	伊藤 孝
2月18日（火）	〃	橋本 友樹
2月25日（火）	〃	矢野奈保子
3月5日（火）	〃	宮原 裕徳

《決算申告説明会》

○東京会からの依頼分

平成25年実施日	会 場	担当税理士
----------	-----	-------

12月6日（金）	日本橋税務署	若狭 茂雄	2月26日（水）	日本橋公会堂	小山 栄一
《相続税フォーラム》					藤田 健史
平成26年実施日	会 場	担当税理士			塚田 充男
2月23日（日）	青山ベルコモンズ10階	結城 雅史			猪股 正明
		引地 栄二	2月27日（木）	日本橋公会堂	引地 栄二
《青色決算説明会》					竹田 修
平成25年実施日	会 場	担当税理士			津村 玲
12月11日（水）	日本橋青色申告会事務局	若狭 茂雄			安藤 孝夫
12月13日（金）	”	福岡 敏郎			高山 秀三
《確定申告無料相談》					細谷 有子
○日本橋税務署からの依頼分			2月28日（金）	日本橋公会堂	若狭 茂雄
平成26年実施日	会 場	担当税理士			鈴木 久衛
2月24日（月）	日本橋公会堂	湯本 康弘			伊藤 孝
		峰 博行			永島 嘉治
		近藤 浩道			伊能 律夫
		岡村 宗男			久野 二実
		余西 吉巳	3月3日（月）	日本橋公会堂	木下 純一
		岩川由美子			岩川由美子
2月25日（火）	日本橋公会堂	福岡 敏郎			徳山 和美
		赤坂 光則			小澤 近
		岩田 浩一			皆平 弘一
		畑 芳広			秋庭 守
		小松 満義	3月5日（水）	日本橋公会堂	増田 和弘
		中村 佳子			斉藤 恵子
2月26日（水）	日本橋公会堂	佐々木則司			角田 大
		財津 良子			山崎 健

いくらになる？知っていますか、あなたの相続税

結 城 昌 史

2月23日の税理士記念日に「いくらになる？知っていますか、あなたの相続税」というテーマで、東京都8会場で東京税理士会主催の相続税に関する無料相談会が催されました。日本橋支部からは、引地栄二先生と私で相談担当者として出席いたしました。

平成25年改正の基礎控除の引き下げ等で相談事由が増えるのでは位の気持ちで臨みましたが…。

二次相続まで検討しているのですが…、申告後に名義財産が判明しました、分割で揉めたので…、10年近く前に分割終了として申告したが、その後の調停で内容が変わりそうだ…



等々。

想定外の相談あり、やはり「相続」の実務は難しいと感じた一日でした。

3月5日(水) 日本橋公会堂 糟谷 吉明
板橋 則雄
3月7日(金) 日本橋公会堂 濱川 久子
金 日永
村上 大
追中 徳久
原田 吉久
大澤 昭人

《確定申告書代理送信》

○日本橋青色申告会からの依頼分

平成26年実施日	会 場	担当税理士
2月6日(木)	日本橋青色申告会事務局	余西 吉巳
2月13日(木)	〃	〃
2月20日(木)	〃	〃
2月28日(金)	〃	〃
3月7日(金)	〃	〃
3月14日(金)	〃	〃
3月17日(月)	〃	〃

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願いしております。

担当税理士：岩川由美子、河野 拓、
佐野 典子、林 孝子、久野二実

《税理士記念日税の無料相談》

平成26年実施日	会 場	担当税理士
2月21日(金)	三越前駅地下通路	佐野 典子 山崎 健 佐藤 嘉光 徳田 和浩 永島 嘉治

2月21日(金) 三越前駅地下通路 増田 和弘
財津 良子
畑 芳広
古賀 裕明
宮原 裕徳

以上の先生方にご協力いただき75件の相談がよ
せられました。

《支部無料税務相談》

平成26年実施日	会 場	担当税理士
1月8日(水)	支部事務局会議室	余西 吉巳
2月12日(水)	〃	岩川由美子
3月5日(水)	〃	佐野 典子
3月12日(水)	〃	北島 秀明

〔情報システム委員会〕

平成25年12月19日(木)

中央地区税務協議会e-Tax・eLTAX部会に情報
システム委員長が出席した。

日本橋税務署、京橋税務署、中央都税事務所、
中央区役所、日本橋支部、京橋支部の5団体でe-
Tax・eLTAXの利用促進について、取組の状況報
告や課題、5団体相互間の要望事項や利用促進に
ついて検討協議した。

平成26年1月17日(金)

電子申告推進グッズ(マグネットタイプステッ
カー、名刺貼付用シール)を会員へ配布して、電
子申告の推進を促した。

支部会員異動のお知らせ

平成25年11月16日～
平成26年3月31日

〈入会〉

11月19日	イセ 伊勢	ユウジ 悠司	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858
11月19日	オオホリ 大堀	ヒロシ 優	〒103-0027 日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル2階 ベンチャーサポート税理士法人日本橋オフィス 電話 6265-1681

12月17日	カミムラ 上村	アキオ 明男	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人平成会計社 電話 3231-1858
12月17日	クワバラ 栞原	タクロウ 拓朗	同 上
12月17日	タグチ 田口	エイスケ 英亮	同 上
12月17日	トミヤマ 富山	ナオヤ 直哉	同 上
12月17日	ミヤモト 宮本	ケンタ 健太	同 上
12月17日	カワグチ 川口	マリ 真理	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-30-5

12月17日	クロ ス 黒巢	ミツアキ 益彰	いずみ日本橋ビル4階 電話 090-9810-5825 〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 AGS税理士法人 電話 6803-6720	1月23日	ムラ タ 村田	マサ シ 昌司	古川ビル7階 税理士法人 クレド 電話 5695-7701 〒103-0014 日本橋蛸殻町2-5-5-801号 電話 3660-5223 〒103-0012
12月17日	ナカ ノ 中野	ヨウスケ 陽介	同 上	1月23日	ヤマ ネ 山根	セイ ヤ 誠也	日本橋堀留町2-3-8
12月17日	マツモト 松本	マサノリ 正則	同 上				田源ビル4階
12月17日	コジマ 小島	ジュンコ 純子	〒103-0027 日本橋3-9-12 第6中央ビル7階 露木正人税理士事務所 電話 6214-5885	2月18日	ナカ ニシ 中西	シゲヒロ 茂廣	税理士法人エーピーエス 電話 5643-2775 〒103-0001 日本橋小伝馬町10-6 四方ビル3階 電話 5643-8961
12月17日	ミズグチ 水口	ヨウスケ 陽介	〒103-0012 日本橋堀留町1-5-7 YOUビル9F-B BPS税理士法人 電話 5614-0522	2月19日	イナ バ 稲葉	ノブ コ 喜子	〒103-0027 日本橋2-15-9 ニューTNビル6F 税理士法人日本橋会計 電話 6202-9246
26年				2月19日	オ ガタ 緒方	ハル ナ 春菜	〒103-0026 日本橋兜町1-10 日証館6階 井澤浩昭税理士事務所 電話 3666-8015
1月18日	シマ ツ 嶋津	タモツ 保	〒103-0025 日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル8階 電話 6661-6553	2月19日	ムラ コシ 村越	タイ スケ 太輔	〒103-0011 日本橋大伝馬町4-5鳳ビル 西村光雅税理士事務所 電話 3669-9151
1月23日	ア ダチ 安達	マサノブ 昌延	〒103-0027 日本橋3-9-12 第6中央ビル7階 露木正人税理士事務所 電話 6214-5885	2月19日	ヤマ ダ 山田	ヒサトシ 久稔	〒103-0015 日本橋箱崎町19-7-306号 電話 5695-1223
1月23日	イトウ 伊藤	ヒロユキ 裕之	〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 AGS税理士法人 電話 6803-6720	3月26日	タカ ハシ 高橋	カズノリ 和則	〒103-0008 日本橋中洲4-13-305号 電話 080-1151-7281
1月23日	オオサワ 大澤	リョウスケ 亮祐	同 上	3月26日	タカ ハシ 高橋	ダイスケ 大祐	〒103-0013 日本橋人形町2-13-9 ダヴィンチ人形町7階 税理士法人 HOP 電話 5614-8700
1月23日	キムラ 木村	トモヨ 知世	同 上	3月26日	モリ タ 森田	カズヒロ 和宏	同 上
1月23日	タナカ 田中	リョウウ 亮宇	同 上	3月26日	タチ バナ 立花	ヒロ シ 裕士	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階
1月23日	シバ タ 柴田	マサトシ 雅俊	〒103-0001 日本橋小伝馬町7-13 ストリアビル7階 内野正昭税理士事務所 電話 6423-0410				
1月23日	チ バ 千葉	マサユキ 雅之	〒103-0023 日本橋本町4-15-10				

			税理士法人平成会計社			日本橋茅場町2-1-12
			電話 3231-1858			木村ビル3階
3月26日	ナリ タ 成田	ミチ エ 道枝	〒103-0021			電話 6264-8605
			日本橋本石町4-2-16			京橋支部より
			日本橋本石町トーセイビル5階	1月7日	サ トウ カズ キ 佐藤 和基	同 上
			武田剛税理士事務所			電話 6264-8676
			電話 3548-2034			上野支部より
3月26日	ヤマザキ 山崎	コウ ジ 功嗣	〒103-0022	1月7日	タ ハラ ヒサ カズ 田原 久和	〒103-0014
			日本橋室町1-7-1			日本橋蛸殻町1-17-2
			スルガビル7階			ライオンズマンション日本橋407号
			AGS税理士法人			電話 6231-1710
3月28日	サ トウ 佐藤	ヒロ キ 博紀	同 上	1月14日	麴町支部より スガワラ カズ ミチ 菅原 一道	〒103-0027
〈転入〉						日本橋1-4-1
			芝支部より			日本橋1丁目ビルディング16階
11月21日	イシ モト 石本	チュウジ 忠次	〒103-0023			税理士法人平成会計社
			日本橋本町1-9-4			電話 3231-1858
			Daiwa日本橋本町ビル4F			神田支部より
			電話 3516-1031	1月15日	イシ ダ ヒデ ヒコ 石田 英彦	〒103-0025
						日本橋茅場町3-13-3 5F
11月21日	芝支部より イシ モト 石本	ノブ コ 信子	同 上			電話 6264-8797
			税理士石本忠次事務所			渋谷支部より
			芝支部より	1月21日	タ ダ ヨシ ヒロ 多田 吉宏	〒103-0022
11月21日	シムラ 志村	コウヘイ 光平	同 上			日本橋室町1-7-1
			芝支部より			スルガビル7階
11月21日	タケ ノ 武野氏	ノブ ヤ 伸哉	同 上			AGS税理士法人
			京橋支部より			電話 6803-6720
12月1日	キ ダ 木田	ユタカ 穰	〒103-0023			新宿支部より
			日本橋本町1-4-9	1月23日	タ ナカ イワオ 田中 巖	〒103-0007
			共同ビル（新中央）9階			日本橋浜町2-42-9
			電話 5843-5949			アイデン浜町6階
			神田支部より			税理士法人田中会計 中央谷本事務所
12月1日	マス ダ 増田	タク ヤ 卓也	〒103-0004			電話3664-6711
			東日本橋2-9-2			京橋支部より
			東日本橋292ビル8階	1月27日	アラカワ ミ キ コ 荒川美紀子	〒103-0022
			電話 5829-9612			日本橋室町1-9-9
			麴町支部より			新室町ビル5F
12月9日	クリハラ 栗原	シンペイ 真平	〒103-0013			電話 3271-8451
			日本橋人形町2-13-9			京橋支部より
			ダヴィンチ人形町7階	2月3日	オザワ トシ オ 小沢 俊夫	同 上
			税理士法人 HOP			神田支部より
			電話 5614-8700	2月6日	モタイ ミ キ エ 母袋美喜恵	〒103-0027
			上野支部より			日本橋1-6-7
1月6日	ヤマグチ 山口	ヨシシゲ 義重	〒103-0025			電話 5639-1527

芝支部より
3月17日 来嶋 真也 〒103-0001
日本橋小伝馬町6-11
KL日本橋ビル5F
電話 6803-6527

〈法人入会〉

12月11日 さくら中央税理士法人 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-29-5
ビルックスNO.2-9F
電話 3667-1016

1月16日 日本橋税理士法人H&Sパートナーズ
〒103-0012
日本橋堀留町1-2-16
瀧田ビル5階
電話 6410-6600

1月23日 税理士法人田中会計 中央谷本事務所
〒103-0007
日本橋浜町2-42-9
アイデン浜町6階
電話 3664-6711

〈事務所住所変更〉

渡辺 和伸 〒103-0022
日本橋室町1-11-5
イーストンビル
税理士法人渡辺会計事務所
同 上
渡辺 佳門 〒103-0013
小山 俊英
日本橋人形町2-25-11
三幸ビル3階A号室
電話 6231-0322

小川 実 〒103-0013
日本橋人形町2-13-9
ダヴィンチ人形町7階
税理士法人HOP
同 上
網野 博美 同 上
星川 望 同 上
安田 信彦 〒103-0014
日本橋蛸殻町1-29-5
ビルックスNO.2-9F
さくら中央税理士法人
同 上
高木 貞和 同 上
森 いずみ 〒103-0027
堀口 成剛
日本橋3-5-12

ニュー八重洲ビル6階
駒井栄次郎 〒103-0027
日本橋2-16-3
加藤ビル5階
電話6262-3875

鈴木 宏昌 〒103-0001
日本橋小伝馬町10-6
四方ビル3階
〒103-0013
日本橋人形町1-18-6
鳥近ビル3階
同 上
同 上
同 上
同 上
同 上
同 上
同 上
同 上
同 上
同 上

君島 博二
村松 晴文
蟻坂 欣一
櫛山 俊明
三浦 陽平
加藤 照雄
小林 孝夫
新沼勝三郎

〈事務所名変更〉

大塚 和宏 大塚武男税理士事務所
浜平 純一 日本橋税理士法人H&Sパートナーズ

〈事務所電話番号変更〉

神郡 翁 電話 6663-8702

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人渡辺事務所 〒103-0022
日本橋室町1-11-5
イーストンビル
税理士法人 HOP 〒103-0013
日本橋人形町2-13-9
ダヴィンチ人形町7階

〈転出〉

佐藤 弘 練馬西へ
渡辺 康孝 神田へ
江島 昌之 京橋へ
松橋 行雄 荻窪へ
倉持 靖 江戸川南へ
内藤 泰一 麹町へ
吉川 賢二 荏原へ
砂川 佳子 芝へ
松崎 さつき 芝へ
中野 晶博 京橋へ
椎名 伸行 玉川へ
釜塚 慶秀 神田へ

ヤ ガミ 矢上	タカ シ 隆司	品川へ
カタギリ 片桐	ユ ミ 由美	神田へ
イワ キ 岩城	ヒロ アキ 弘明	本郷へ
ヤス イ 安井	タカ ノリ 孝徳	麹町へ
イナ バ 稲葉	コ ブ 喜子	四谷へ
トクナガ 徳永	マサ キ 雅樹	四谷へ
マチ イ 町井	トオル 徹	四谷へ

〈退会〉

ナカムラ 中村	ヒデカツ 英克	業務廃止
タカ ベ 高部	テツ ヒコ 哲彦	業務廃止
ユ サ 遊佐	ヒデ オ 英夫	関信越会へ
フカ ノ 深野	タツ ヤ 竜矢	東京地方会へ
サクライ 櫻井	ヒロシ 博	業務廃止
エン ヤ 塩谷	マサ オ 正夫	東京地方会へ
ナカ ノ 中野	カン ヤ 寛也	千葉県会へ
コンドウ 近藤	カツ ヒコ 勝彦	千葉県会へ
ムカ イ 向井	カズ ヒロ 一洋	東京地方会へ
イマ ノ 今野	トモ キ 友樹	東京地方会へ
イチオカ 市岡	フ ジ オ 富士雄	業務廃止
ミツナリ 光成	タク ロウ 卓郎	東京地方会へ
メ トキ 目時	コウエイ 公英	東北会へ
ヤマモト 山本	ヨシ オ 良雄	業務廃止

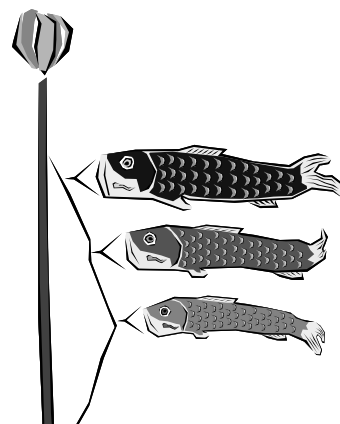
〈法人会員転出〉

税理士法人エムワイパートナーズ 麹町へ
税理士法人日本橋会計 四谷へ

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

タニモト 谷本	ヒロアキ 宏朗	昭和6年5月3日生まれ 82歳 平成25年11月27日死 亡
ヤマダ 山田	ヒロシ 弘	昭和21年3月25日生まれ 67歳 平成25年12月16日死 亡
サカモト 坂本	コウイチ 光一	昭和37年7月10日生まれ 51歳 平成26年2月6日死 亡
カネミツ 金三津	コシロウ 小志郎	昭和28年3月17日生まれ 60歳 平成26年2月24日死 亡
コイワ 小岩	マコト 眞	昭和24年8月9日生まれ 64歳 平成26年3月2日死 亡



編 集 後 記

確定申告の疲れを取る暇もなく3月決算法人の決算申告事務で忙殺される時期となりましたが、会員の皆様にはお元氣でお過ごしのことと拝察申し上げます。

新年号発行後、新年賀詞交歓会・税理士記念日・確定申告無料相談等いろいろな行事・業務がありました。各行事・業務に参加・ご協力を頂いた先生方、今回もご多忙の中、研究論文や随筆を執筆を頂いた各先生、心より感謝申し上げます。お陰様で、なんとか140号をお届けすることが出来ました。

従来ストレスは体に有害なものとされていましたが、最近の学説によると、ストレスの受け

止め方によっては、却って、体に有用な刺激となる物質が放出されるそうです。ストレスはマイナスと思うと血管が収縮して梗塞等になりやすくなり、プラスと思えば血管の収縮もなくなり、心地よい緊張感だけが残るそうです。

そう思えば、税務調査も歓迎ですね。

今後も「にほんばし」をよろしくお願い致します。

〈編集委員〉 福岡敏郎、佐野典子、鈴木 寛、
岩川由美子、江間政芳、
増渕俊介、増田和弘

中央都税事務所からのお知らせ

5月は自動車税の納期です

平成26年度の自動車税納税通知書は、5月1日（木）に発送します。

＜納期限＞ 平成26年6月2日（金）

＜ご利用になれる納付方法＞

◆ 金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁

都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口

○ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆ コンビニエンスストア

○ 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。

○ 一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。

○ コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税をしたことを証明する大切な書類ですので、領収印が明確に押されていることを確認のうえ、大切に保管してください。

◆ ATM・パソコン・携帯電話からの納付

○  (ペイジー)対応のATM(現金自動預払機)から納付できます。

○ インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の方(事前に金融機関への申し込み手続きが必要です。)はパソコンまたは携帯電話からも納付できます。金融機関により、利用できるサービスが異なりますので、詳しくはお取り引きされている金融機関へお問い合わせください。

○ パソコン・携帯電話からクレジットカードを利用して納付することができます。利用期間は平成26年6月2日までです。なお、転居等の事情により6月に納税通知書を送りする方にご利用いただくため、6月30日午後11時までお支払サイトを開設しております。利用できるのは平成26年度自動車税納税通知書です。

○ ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングにより納付した方にはおおむね2週間後に、クレジットカードにより納付した方にはおおむね4週間後に、はがきサイズの自動車税納税証明書(継続検査等用)を郵送します。

○ 領収証書は発行されません(必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付ください。)

○ システムの保守点検作業のため、毎週の月曜日午前1時から午前7時までではご利用できません。

詳しくは、主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税(23区内)	固定資産税(償却資産)(23区内)
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告	○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出・・・○異動届出 ○中小企業者向・省・促進税制・・・減免申請 ○申告書・提出期限・延長・処分等・届出・承認申請 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	
電子納税	○本税・納付・・・○延滞金・納付 ○加算金・納付・・・○見込納付	○本税・納付・○延滞金・納付 ○加算金・納付	

＜利用手続についてのお問い合わせ＞

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【 ヘルプデスク】

0570-081459 (IP電話・PHSをご利用の場合：045-759-3931)

月～金 午前8時30分～午後9時

(土・日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く)

＜申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ＞

【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当係

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理係



中央都税事務所 03-3553-2151 (代表)

小規模事業者向け融資制度

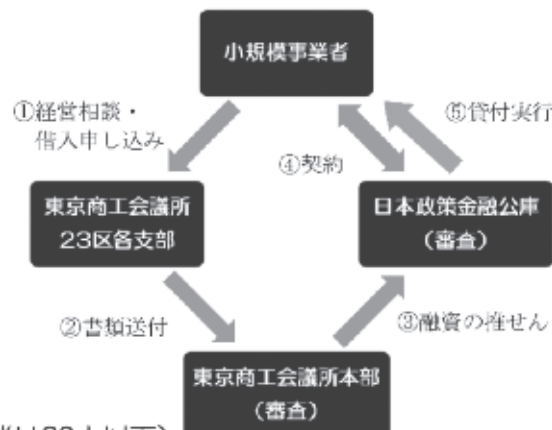
マル経融資のご案内

無担保、無保証人、低利の国の融資制度・・・マル経融資の特色

- ・商工会議所の経営指導を通じて融資の推せんを行います。
- ・安心して借入ができる国（日本政策金融公庫）の融資制度です。
- ・担保も保証人も要りません。信用保証協会の保証も不要です。

融資対象

- ・アルバイトを除く従業員 20 名以下（※）の法人・個人事業主の方
※商業・サービス業は 5 名以下（宿泊業・娯楽業は 20 人以下）
- ・最近 1 年以上、東京 23 区内で事業を行っている方
- ・商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税）を完納している方



融資限度額

2,000 万円

返済期間

運転資金 7 年以内
設備資金 10 年以内

担保・保証人

不要（信用保証協会の保証も不要）

融資利率

年 1.45 %（平成 26 年 4 月 9 日現在）
中央区の利子補助制度があります。

資金使途

●運転資金

・給与・ボーナスの支払
・諸経費の支払 等

●設備資金

・パソコン・プリンタ・
会計ソフトの入れ替え
・事務所移転 等

使いみちはいろいろ

（注）審査の結果、ご希望に添えないこともあります。

※融資限度額・返済期間の取り扱いは、

平成 27 年 3 月 31 日まで（日本政策金融公庫受付分）となります。

※東商 会員・非会員を問わずご利用いただけます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京商工会議所中央支部 電話：3538－1811

経営に関するお悩み承ります
弁護士による無料法律相談
毎月第 3 火曜日 午後 1 時～4 時
要予約・電話にてご予約ください

顧問料の集金なら口座振替！ 税理士協同組合の 報酬自動支払制度

e-NETの集金支援システム特許取得 <特許第5117097号>

毎月の請求業務から開放
事務負担の軽減に効果大！

40th
報酬自動支払制度

関与先1件から
利用できます。

まずは1件から
始めてみませんか？

2つの方式から選べます。

e-NET(オンライン型)

POST(郵送型)

税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

☎0120-155-551

報酬自動支払制度

検索



〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

NEW

ちゃんと応える
医療保険

NEVER

ちゃんと応える医療保険EVER

入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

通院ありプラン	入院給付金 災害入院給付金	日帰り入院から 入院5日目まで 一律5日分	2.5万円
		入院6日目以降 1日につき	5,000円
	手術 給付金	がんに対する開胸・ 開腹・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円
		入院あり(重大手術を除く) 1回につき	5万円
	手術	入院なし(重大手術を除く) 1回につき	2.5万円
		放射線治療 給付金	1回につき 5万円
通院なしプラン	疾病通院給付金 災害通院給付金	1日につき	3,000円

商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏 総合支社 TEL.03-3344-1580

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストエストビル17階 AF271-2013-0237 10月3日(151003)

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

☎0120-922-752

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



関与先に収益不動産のおすすめ・・

資産の組替えに！

- ・不採算から組替えへ
- ・事業用資産の買換えへ
- ・長期・安定・高収益へ



ワンルームマンション

相続対策に！

- ・評価減に効果
- ・納税資金準備に
- ・節税や分割対策を



有効活用！

- ・有休地の活用に
- ・老朽建物の建替に



ファミリーマンション

案件成約の場合、関与先から頂く仲介料の20%を紹介料として謹呈！

税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



■全国税理士共栄会
会員・準会員の皆さまへ

安心療養サポート
(団体所得補償保険)

団体30%
割引適用

病気やケガで働けなくなった時、収入を維持していくための保険です。
入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

- 最長1年間補償タイプ、最長2年間補償タイプ
- 無事故の場合、保険料の20%返れい (中途脱退の場合、返れい金はありません。)
- うつ病などメンタルに関する電話無料相談サービス付

生涯収入プロテクション
(団体長期障害所得補償保険)

- 病気やケガで働けなくなったとき、最長70歳までの収入を補償する制度です。
- 医師の指示に基づく自宅療養・一部復職時も補償されます。
- 精神障害の一部も補償します。

新・団体医療保険

- 病気・ケガでの入院補償(120日限度) + 手術保険金
- 先進医療等費用補償特約など、オプションも充実しています。

■東京税理士協同組合 組合員の
先生・事務所勤務の皆さま専用

自動車保険・火災保険



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、
「商品パンフレット」「ご契約のしおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社/株式会社損保ジャパン 営業開発第二部 第二課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL.03-3593-6453 SJ13-02008 2013/5/24

お問い合わせ先 ■全税共・東京税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



多彩な事業で 事務所の繁栄をお手伝い

ご利用ください、東税協の事業

東京税理士協同組合の事業

税理士ローン
 税理士DC(ゴールド)カード
 税理士・MUFGカード・プラチナ
 ・アメリカン・エクスプレス・カード
 報酬自動支払制度
 小規模企業共済制度
 中小企業倒産防止共済制度(経営セーフティ共済)
 中小企業退職金共済制度(中退共)
 税理士年金(拠出型企業年金)
 東税協リース・オートリース
 不動産情報サービス事業
 ドクターオブドクターズ・クラブ
 トナーカートリッジ斡旋事業
 落とし物回収サービス(マイブーメラン)
 集団扱自動車保険・火災保険
 百貨店優待制度
 タカシマヤカード《ゴールド》
 教育情報事業
 弔慰金制度
 直営売店
 東税協ファミリーガード保険
 人材派遣・人材紹介の斡旋事業
 情報セキュリティ対策事業
 事務用スチール製品等の斡旋

他

東税協共栄会・業務受託事業

経営者大型保障プラン
 ゴルファーズ保険
 ゴルフ会員権(売買)斡旋事業
 集金代行サービス
 住宅メーカー斡旋事業
 紳士服の斡旋事業
 書類保管サービス
 京王クレジットカード
 取引信用保険

他

全国税理士共栄会・事務受託事業

VIP大型総合保障制度
 全税共年金
 税理士VIP代理店制度

他

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館別館2階 TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008
 直営売店 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館1階 TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

新年賀詞交歓会 26.1.14 ロイヤルパークホテル

▶ 江本孟紀氏講演



◀ 会場風景



▲ A-Zセミナー履修者 26.1.22 支部会議室

税理士記念日・無料相談



◀ 26.2.21
日本橋三越地下1階前、地下道通路

確定申告無料相談 26.2.24 日本橋公会堂 2階会場

▶ 対応する会員



▲ 折木署長・国税局担当課長を囲んで



▲ 支部長挨拶

八団体 賀詞交歓会 26.1.29 東実健保会館



◀ 各団体代表